

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告 部課	教育長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員

令和3年4月5日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和3年4月5日（月）午前9時30分～ 本庁舎4階大委員会室

2 出席者

教育総務課 金井課長、山本主査

3 件名

白井市教育振興基本計画（eなしプラン）の策定について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

・特になし

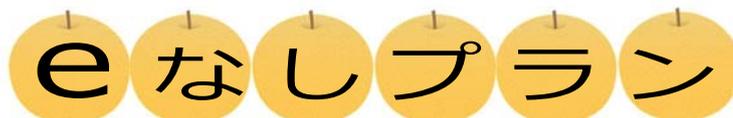
備考 会議内容を簡潔に記載すること。

報告書(行政経営戦略会議)

部課名 教育部 教育総務課

件名	白井市教育振興基本計画(eなしプラン)の策定について					
内容	<p>【計画策定の背景と目的】 教育委員会では、白井市第5次総合計画前期基本計画及び教育大綱に基づき、学校教育、生涯学習、スポーツ、文化の振興に取り組んできました。 この度、白井市第5次総合計画後期基本計画及び第2次教育大綱が策定されたことから、これらを推進するため、教育基本法第17条第2項に基づき「地方公共団体における教育振興のための施策に関する基本的な計画」として、新たに「白井市教育振興基本計画(eなしプラン)」を策定しました。 今後は、本基本計画をもとに、市の教育振興を図ってまいります。</p> <p>【計画期間】 令和3年度から令和7年度までの5年間</p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1章 計画策定の位置付け ・第2章 計画の方針と施策 <ul style="list-style-type: none"> 基本方針1 「学校教育」 育てます。未来を生き抜く力 基本方針2 「家庭教育」 支えます。子どもの笑顔 基本方針3 「社会教育」 結びます。人と地域と学び 基本方針4 「生涯学習」 応援します。みんなの学び 学校教育の3つのプロジェクト 教育施設の2つの課題 ・第3章 計画の推進と進行管理 ・第4章 計画に込められた思い ・資料 <p>計画概要は別添のとおり</p>					
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	<p>【教育部内会議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施にあたっては、関係各課と十分連携すること。 ・各学校や情報公開コーナーに配布すること。 					
スケジュール	令和3年4月中 議会へ報告、HPに掲載 令和3年5月1日号 広報に掲載					
	項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)
	条例規則	無		報道発表	無	
	議会説明	有	行政経営報告(R3.4月)	広報・HP等	有	HP(R3.4月)、広報(R3.5月)
	市民参加	有	パブリックコメント			
	付議書公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非 (まで)
参考情報	関係法令等	教育基本法第17条第2項				
	関係課	教育部各課				
	事業費	0千円 (うち特定財源				千円)
	カテゴリー	年代	場所	目的	手段	

白井市教育振興基本計画



(概要)

令和3年3月

白井市教育委員会

第1章

計画の前提

1 計画策定の趣旨

本計画は、「教育基本法第17条第2項」（平成18年12月22日法律第120号）に定める「地方公共団体における教育振興のための施策に関する基本的な計画」にあたるもので、今後5年間で進める白井の教育の方針や施策、主な取り組みを定めています。

2 計画の位置づけ

本計画は、国の「教育振興基本計画」、及び、県の「第3期千葉県教育振興基本計画：次世代へ光り輝く『教育立県ちば』プラン」等を参酌し、「白井市教育大綱」の基本理念、及び、基本方針に基づき策定されています。

3 計画の期間

本計画の期間は、「白井市第5次総合計画：後期基本計画」、及び、「白井市教育大綱」の期間と同様の令和3年4月1日から令和8年3月31日までとしています。

なお、本計画は、この期間内においても、社会動向の変化や法制度の改正等により、見直し変更する場合があります。

平成/令和	28	29	30	31	2	3	4	5	6	7
白井市第5次総合計画基本構想										
前期基本計画										
後期基本計画										
白井市第2次教育大綱										
【国】第2期教育振興基本計画										
【県】教育振興基本計画										
【国】学習指導要領（小）										
【国】学習指導要領（中）										
白井市教育振興基本計画										

4 計画の基本理念 ⇄ 「白井市教育大綱」



5 計画の基本方針 ⇄ 「白井市教育大綱」

I **学** 学校教育 育てます。未来を生き抜く力

II **家** 家庭教育 支えます。子どもの笑顔

III **社** 社会教育 結びます。人と地域と学び

IV **生** 生涯学習 応援します。みんなの学び

6 計画の構成

	基本方針	方針	施策	主な取り組み
学校教育	1	10	23	31
家庭教育	1	2	2	2
社会教育	1	2	2	2
生涯学習	1	5	9	18

7 計画の体系

基本方針 I 【学校教育】 育てます。未来を生き抜く力

方針

施策

主な取り組み

1 確かな学力の育成	(1) 「主体的・対話的で深い学び」を進め、学力向上を図る取り組みの推進	① 意欲を高める学びの創造プロジェクト※ ② 教育課題調査研究事業（学習振り返り調査） ③ 学校支援アドバイザー（学力）の活用※
	(2) 個に応じたきめ細かな指導・支援の充実	① 補助教員配置事業
	(3) 外国語によるコミュニケーション活動の充実	① A L T 配置事業
2 豊かな心の育成	(1) 「考え、議論する道徳」の授業の推進	① 授業研究会の実施※
	(2) 豊かな人間関係を育む学級づくりの推進	① 教育課題調査研究事業（Q-U 調査）
	(3) いじめ防止対策の推進	① いじめ対策調査会事業※
3 健やかな体の育成	(1) 体力向上を図る取り組みの推進	① 意欲を高める体育活動の創造プロジェクト※ ② 教育課題調査研究事業（新体力テスト） ③ 学校支援アドバイザー（体育）の活用※
	(2) 学校保健・学校安全の推進	① 保健・安全教育の充実と管理の徹底※
	(3) 学校給食の充実と食育の推進	① 小中学生の栄養指導事業
4 特別支援教育の推進	(1) 一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進	① 特別支援教育事業
5 多様な教育的ニーズへの対応	(1) キャリア教育の充実	① 地域人材活用事業
	(2) 不登校の児童生徒への支援の充実	① 適応指導教室事業
	(3) 教育相談の充実	① 教育相談事業
	(4) グローバル社会で活躍できる人材の育成	① 青少年国際交流事業
	(5) 日本語指導が必要な児童生徒への支援の充実	① 補助教員配置事業（日本語指導）
6 学校のICT化	(1) 授業等での ICT 化・オンライン化の推進	① 教育の情報化推進事業 ② 授業での ICT 活用プロジェクト※ ③ 学校支援アドバイザー（ICT）の活用※
	(2) 教職員校務の ICT 化の推進	① 校務支援システムの有効活用※
7 読書活動の推進	(1) 学校図書館の機能の充実	① 補助教員配置事業（読書活動推進）
8 教職員の育成	(1) 教職員研修への支援の充実	① 教育課題調査研究事業（教職員研修）
	(2) 教職員の職場環境の整備・充実	① 教職員の働き方改革の推進※
9 特色ある学校づくり	(1) 地域との連携・協働の推進	① コミュニティ・スクールの調査・研究、導入※
	(2) 小中連携教育の推進	① 小中一貫教育・義務教育学校の調査・研究※

※は、「白井市第5次総合計画：後期実施計画」事業外

方針	施策	主な取り組み
10 安全・安心な学校づくり	(1) 安全・安心な教育環境の整備・充実	① 小中学校教育環境向上事業 ② 小中学校施設改修等事業 ③ 学校安全対策事業
基本方針II 【家庭教育】 支えます。子どもの笑顔		
1 子育ての悩みへの支援	(1) 家庭教育支援体制の強化	① 家庭教育のサポーター育成※
2 子育ての学びへの支援	(1) 親を応援する学習機会や情報の提供	① 家庭教育事業
基本方針III 【社会教育】 結びます。人と地域と学び		
1 学びの拠点づくり	(1) 地域に密着した多様な学習機会の提供	① 公民館活動の充実※
2 人と地域を結ぶ学びづくり	(1) 地域交流の場の提供	① 社会教育環境の整備※
基本方針IV 【生涯学習】 応援します。みんなの学び		
1 子どもの放課後の学びづくり	(1) 子どもの安心・安全な居場所づくり	① 放課後子ども教室事業
2 生涯学習の推進	(1) 生涯を通じて学べる場の提供	① 市民大学校事業 ② 立春式事業
	(2) 図書館サービスの充実	① 図書館サービス推進事業 ② 図書館資料整備事業
	(3) 天文や宇宙の学習・理解の場の充実	① プラネタリウム館運営事業
3 スポーツの推進	(1) 生涯にわたるスポーツの普及・推進	① 総合型地域スポーツクラブ支援事業 ② 各種スポーツ大会開催事業
4 文化・芸術の振興	(1) 市民の文化芸術活動の支援	① 文化を支える人材育成事業 ② 市民文化祭開催事業
	(2) 文化・芸術の鑑賞機会及び発表の場の提供	① 文化会館管理運営事業※ ② 文化会館自主事業運営事業
5 歴史・文化財の保護・情報発信	(1) 文化財の保護・調査の推進	① 文化財保護・周知事業 ② 文化財調査事業 ③ 埋蔵文化財・文化財記録・保護事業 ④ 市史編さん事業
	(2) 郷土史の発信と継承	① 郷土資料館展示・教育普及事業 ② 市民学芸スタッフ古文書修補活動事業

8 計画策定の工程

年 月	教育委員会議	事務局
H31.4月		アンケート設計 アンケート調査 アンケート結果分析 課題抽出
5月		
6月		
7月	第1回総合教育会議	
8月		
9月		「計画の素案」：作成
10月		
11月		
12月		
R2.1月		
2月	第2回総合教育会議	附属機関等へ「計画の素案」：提示 「計画の素案」：修正 「計画の素案」：再提示
3月		
4月		
5月	「計画の体系」：協議	
6月		
7月	「家庭教育」「社会教育」「生涯学習」：協議 第1回総合教育会議	「パブリックコメント」：実施結果整理
8月	「学校教育」：協議	
9月		
10月		
11月		
12月	「計画の素案」：協議 第2回総合教育会議	原稿依頼・最終調整
R3.1月	「パブリックコメント」：受諾・協議 「計画の素案」：協議	
2月	最終協議	
3月	「計画」：策定	
4月	「計画」：施行	

第2章

計画の方針と施策

基本方針 I 学校教育▷方針 1 確かな学力の育成

▷施策 (1) 「主体的・対話的で深い学び」を進め、学力向上を図る取り組みの推進

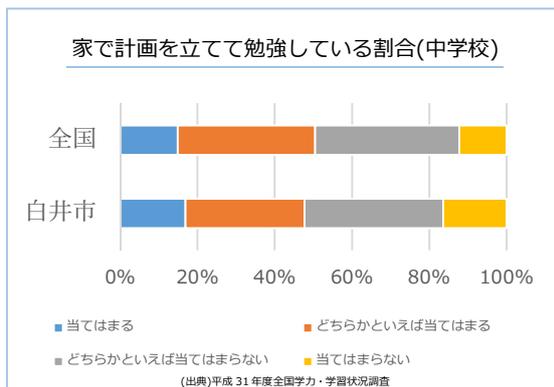
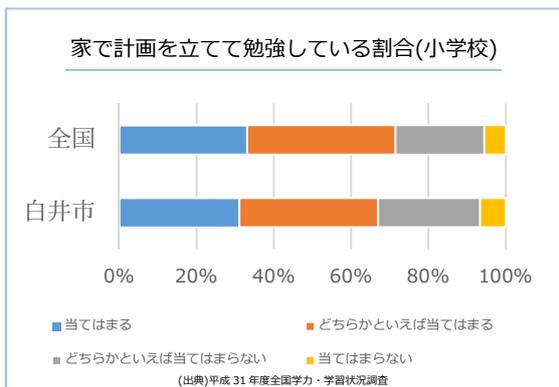
1 現 状

小学校では令和2年度から、中学校では令和3年度から全面実施される「学習指導要領」※1では、「主体的・対話的で深い学び」の視点を踏まえた授業改善を求めています。

教育委員会では、これまで教職員の指導力向上を図るため、市内小中学校の中から「学力向上推進モデル校」を指定し、指導方法等を研究しています。また、各学校でも実態に応じて学力向上に向けた取り組みを行っています。令和2年度からは、主体的な学習の促進に向け、児童生徒が自らの学習を振り返ることができる「学習振り返り調査（通称）Reナビ」を採用し、全校で取り組んでいます。

また、教育委員会として「意欲を高める学びの創造プロジェクト」を立ち上げ、学習の入り口である「内発的動機付け」に焦点をあてた研究・実践に取り組めます。

この取り組みを、令和3年3月から稼働する新しいICT※2環境の活用と組み合わせることで、さらなる成果が期待されます。



2 課 題

- ・研究推進モデル校での実践研究の成果を市内各学校へ発信し、研究成果を広めていく必要があります。
- ・教育委員会として、「内発的動機付け」について課題を明確にし、全小中学校共通に授業改善に取り組む必要があります。
- ・ICTの活用と合わせ、授業改善の取り組みを進める必要があります。

※1 文部科学省が告示する教育課程の基準。令和2年度から小学校、令和3年度から中学校で全面实施。

※2 Information and Communication Technology の略で、情報通信技術のこと。

3 主な取り組み

事業名		事業概要
意欲を高める学びの創造プロジェクト		これまで、学習の評価としてテストの点数や通知表の評価・評定が気にされがちであったが、今後は、学習の入り口である学習意欲に焦点をあて、授業改善に取り組む。
事業コード	I-1-(1)-①	
担当	教育支援課	

事業名		事業概要
教育課題調査研究事業（学習振り返り調査）		児童生徒の学習のつまづきを調査・分析し、理解が不十分な部分を明らかにし、学習を振り返らせることで、理解を深め、学習意欲の向上につなげていく。
事業コード	I-1-(1)-②	
担当	教育支援課	

事業名		事業概要
学校支援アドバイザー（学力）の活用		児童生徒の学力向上に向け、学習への意欲や「主体的・対話的で深い学び」の視点から、授業・学級経営・生徒指導等、総合的な見地から専門的なアドバイスを受け、小中学校全校共通に指導方法改善に取り組む。
事業コード	I-1-(1)-③	
担当	教育支援課	

トピックス	「Reナビ」の活用
<p>教育委員会では、令和2年度から児童生徒の理解していないところを把握するため、学習振り返り調査「Reナビ」を実施しています。</p> <p>「Reナビ」の特徴としては、いわゆるテストとは異なり、解答時間に制限がないこと、また、解答の選択肢に「わからない」があることです。</p> <p>従来の選択式のテストでは、例え「わからない」問題があっても、答えを予想や推測で解答することがありましたが、正直に「わからない」を選択することで、児童生徒が理解していないところがわかり、復習や授業改善につなげることができま</p> <p>す。</p> <p>なお、「Reナビ」は、re=再び、review=復習、retry=再挑戦、reflection=反映、remake=作り直す等からネーミングされています。</p>	



P3 学校教育3つのプロジェクト

児童生徒の「学力向上」「体力向上」に向け、意欲に焦点をあてた指導方法の改善を図るとともに、授業等での効果的な「ICT活用」を推進するため、下記3つのプロジェクトチームを設置し、市内全小中学校で研究・実践に取り組む。



1 市の公共施設の課題とその対策

白井市は、昭和54年の千葉ニュータウンの街開きを契機に、多くの公共施設やインフラを整備しており、これらの更新費用として、平成29年度から40年間で778億円が必要であると推計され、財源不足額は258億円見込まれるとしています。

その対策としては、「長寿命化によるトータルコストの削減」「総量（床面積）縮減による更新費用の削減」「維持管理費用の削減・歳入確保」を掲げています。

市の建築系公共施設の内、教育系施設は72%を占めており、教育委員会においては、先に掲げた取り組みを踏まえ、建設当初から大きく変化した社会情勢や人口減少などから、将来的な施設の利用方法を検討する必要があります。

2 文化センター及び桜台小学校・中学校の給食あり方の検討

教育委員会では、次の二つの教育施設について、それぞれに「あり方検討委員会」を設置し、今後の施設のあり方を検討することとしています。

文化センターについては、文化会館大ホールの吊り天井の既存不適格を解消する工事、桜台小学校・中学校の自校式給食調理場については、桜台小学校の大規模改修工事が、それぞれ令和7年度に計画されていることから、いずれも令和4年度中に結論を得るよう進めることとしています。

(1) 文化センター

文化センターは、文化会館、図書館、郷土資料館、プラネタリウム館の4館からなる複合施設で、平成6年7月（図書館は平成6年10月）に開館しました。

現在は、施設・設備の老朽化や、文化会館大ホールの吊り天井が既存不適格の状況にあります。建設当初から大きく変化した社会情勢や市民ニーズを踏まえ、文化センターのあり方を検討します。

(2) 桜台小学校・中学校の自校式学校給食調理場

桜台小学校・中学校の自校式学校給食は、平成6年4月の開校当時から同校の児童生徒に給食を提供してきました。現在は、施設・設備の老朽化、学校給食衛生管理基準を満たしていないなどの課題があります。

同校の児童・生徒に継続して、効率的で安全な学校給食を提供するため、同校の給食の提供方法を検討します。

第3章

計画の進捗と進行管理

1 計画の推進体制

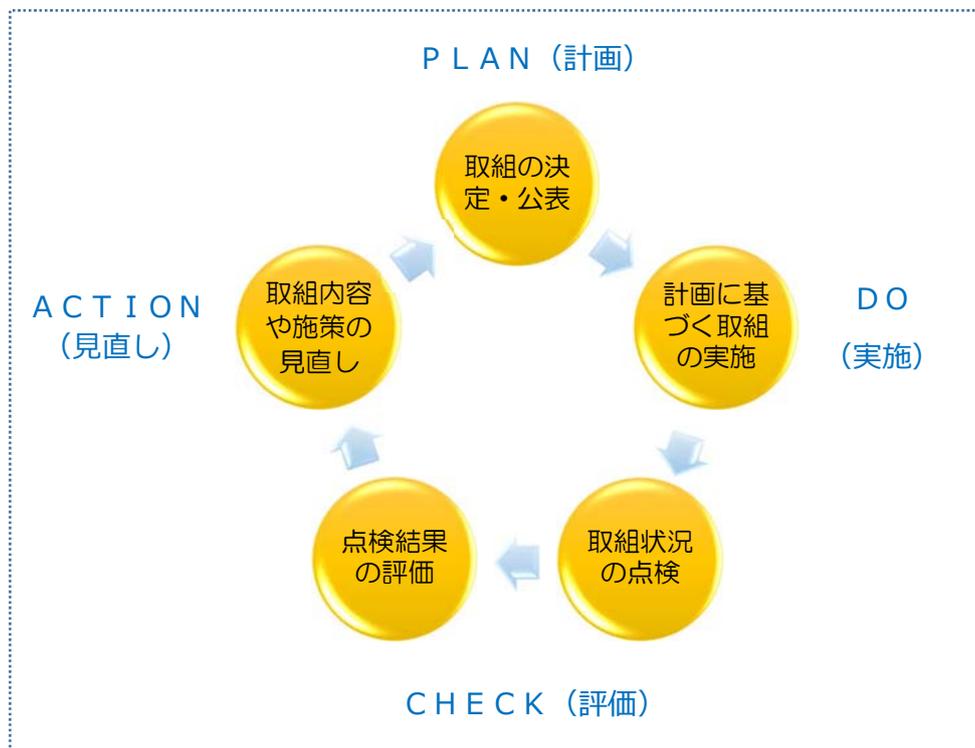
計画の推進にあたっては、学校教育、家庭教育、社会教育、生涯教育と多岐にわたる分野を位置づけているため、教育委員会はもちろんのこと、関係各課とも綿密に連携しながら、横断的に取り組みを進めます。

また、行政だけでなく、様々な分野での関わりが必要であり、学校、地域、関係機関等とも連携・協働し、「オールしろい」により取り組みを進めます。

2 計画の進行管理

本計画の進行状況の管理については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、教育委員会の活動状況の点検及び評価の中で、有識者の知見も活用しながら実施し、毎年度その結果を公表します。

なお、点検及び評価は、白井市第5次総合計画後期実施計画の事務事業評価を活用し、計画間の評価の整合を図ります。



3 計画の指標

本計画では、より計画の実施状況を明確にするため、今後5年間に取り組む方針ごとに指標を設定しています。なお、「白井市第5次総合計画後期基本計画及び後期実施計画」に掲載している指標については、○で示しています。

基本方針 I 【学校教育】育てます。未来を生き抜く力

方針	指標	現状値 (基準年)	目標値 (令和7年度)	総合計画 に掲載
1 確かな学力の育成	配置した補助教員の配置校	14校 (令和2年度)	14校 (令和7年度)	○
	白井市学校生活満足度アンケート (授業)	小 86.2% 中 84.6% (平成31年度)	小 90.0% 中 85.0% (令和7年度)	
2 豊かな心の育成	<全国学力・学習状況調査> 自分には良いところがあると 答える児童生徒の割合	小 31.3% 中 29.7% (平成31年度)	小 40.0% 中 30.0% (令和7年度)	
	白井市学校生活満足度アンケート (学級)	小 87.5% 中 87.0% (平成31年度)	小 90.0% 中 88.0% (令和7年度)	
3 健やかな体の育成	運動能力の割合(やや低い・低い) <千葉県体力・運動能力調査>	小 22% 中 20% (平成31年度)	小 15%未満 中 15%未満 (令和7年度)	
	白井市学校生活満足度アンケート (体育)	—	小 90.0% 中 86.0% (令和7年度)	
4 特別支援教育の推進	特別な教育的ニーズが必要な児童生徒 のライフサポートファイル活用率	62.5% (令和2年度)	100% (令和7年度)	
5 多様な教育的 ニーズへの対応	地域人材の活用による学校支援数	14校 (令和2年度)	14校 (令和7年度)	○
	補助教員の配置人数(日本語指導)	100% (令和2年度)	100% (令和7年度)	○
6 学校のICT化	ICT 端末(タブレット) 整備率	11.5人/台 (平成31年度)	1人/台 (令和7年度)	○
	授業でのICT 活用率(毎日)	21% (平成31年度)	100% (令和7年度)	
7 読書活動の 推進	補助教員の配置人数(読書活動推進)	14人 (令和2年度)	14人 (令和7年度)	○
8 教職員の育成	学校教育3プロジェクト(学力・体育・ ICT活用) 関連研修	—	各校各2回 (令和7年度)	
9 特色ある 学校づくり	コミュニティ・スクールの設置	—	2校 (令和7年度)	
10 安全・安心な 学校づくり	音楽室など特別教室のエアコン設置	32% (令和2年度)	100% (令和7年度)	○

※基準値「—」は現在未実施で、今後実施予定のもの。

※「白井市学校生活満足度アンケート」は資料 P94 参照

基本方針Ⅱ 【家庭教育】支えます。子どもの笑顔

方針	指標	現状値 (基準年)	目標値 (令和7年度)	総合計画 に掲載
1 子育ての悩みへの支援	家庭教育通信の発行回数	2回 (平成31年度)	2回 (令和7年度)	○
2 子育ての学びへの支援	家庭教育講座の開催数	16回 (平成31年度)	19回 (令和7年度)	○

基本方針Ⅲ 【社会教育】結びます。人と地域と学び

方針	指標	現状値 (基準年)	目標値 (令和7年度)	総合計画 に掲載
1 学びの拠点づくり	多種多様な学習講座の開催	5施設89回 (平成31年度)	5施設95回 (令和7年度)	
2 人と地域を結び学ぶづくり	地域交流の場の提供	5施設12回 (平成31年度)	5施設15回 (令和7年度)	

基本方針Ⅳ 【生涯学習】応援します。みんなの学び

方針	指標	現状値 (基準年)	目標値 (令和7年度)	総合計画 に掲載
1 子どもの放課後の学びづくり	放課後子ども教室開設数	2校 (令和2年度)	6校 (令和7年度)	○
2 生涯学習の推進	ボランティア、市民活動へ実践意欲をもつ人の割合	66% (平成31年度)	80% (令和7年度)	○
	図書館レファレンス(資料案内・参考調査)数	4149件 (平成31年度)	4330件 (令和7年度)	
3 スポーツの推進	総合型地域スポーツ運営支援団体数	5団体 (令和2年度)	5団体 (令和7年度)	○
4 文化・芸術の振興	白井市民文化祭来場・閲覧者数	8.3千人 (平成31年度)	8.5千人 (令和7年度)	
5 歴史・文化財の保護・情報発信	指定文化財指定件数	48件 (令和2年度)	50件 (令和7年度)	
	市民学芸スタッフの活動人数	6人 (令和2年度)	10人 (令和7年度)	

第4章

計画に込められた思い

1 計画に込められた思い

教育は国家百年の計と言われ、一人ひとりの生き方、そして社会が発展するための礎を築くもので、白井市の未来を創る重要な施策です。

本市では、白井町の時代から、家庭・学校そして地域での教育に力を入れており市民大
学校や総合型地域スポーツクラブなどの推進に積極的に取り組んでまいりました。

本計画の基となる「白井市第2次教育大綱」は、総合教育会議において、教育委員の皆
さんとの活発な意見交換により作り上げたもので、“オール白井”で高める『しろいの教
育』という私の教育に対する思いを込めた基本理念をもとに、学校教育、家庭教育、社会
教育、生涯学習について、4つの基本方針を掲げました。

本計画においては、この基本方針が具体化され、実行性が高まったものになっています。

私は、白井の子どもたちが健やかに成長し、自分たちが住んでいるまちに誇りと愛着を
持ち、生涯を通して住みたいと思える、魅力あふれるまちづくりに取り組んでおります。

本計画により、多くの皆さまの御協力のもと、あらゆる力を結集して次世代の子どもた
ちに豊かな白井市を引き継いでいけるよう一層の取組を進めてまいります。

白井市長 笠井 喜久雄



～小学校での社会科特別授業～

伝統を輝かせ、知恵で未来を切り開く、そんな白井の教育実現のために、市と市民が一体となって活動する。それが「教育振興基本計画」に込められた願いだと思います。一人の市民として学校教育及び社会教育、そして、子どもから青少年、壮年、熟年まで生涯にわたる教育が生き生きと展開されていく白井を夢見ています。

今こそ、文教都市白井を具現化させるべき時です。学んでは教え、教えるために学び、教えれば逆に教えられる。人生は学習と教育の連続です。私自身が、日常の場において、いつも何らかの形で教育活動に関わっていこうと思っています。

白井市教育委員 小林 正継

当市でも一人1台のタブレット端末と学習環境の整備が進められました。大多数の子どもはスマートフォンやタブレットに親しんでいるものの、学校の学習で使うイメージがありません。この移行期は「家庭や地域のサポート力」が追い風になると考えます。子どもたちや保護者が学校といつでも連絡を取り合い、安心して学習できる日々を過ごせるよう、新たな教育環境の構築を進めて参ります。学習意欲や探求心を育むためには、子どもの関心をじっと見守る周囲の温かい目が必要です。白井の子どもたちの明るい未来のために御支援をどうぞよろしくお願いいたします。

白井市教育委員 川嶋 之絵

様々な学校教育現場を見る中で、子どもたちが社会の宝であることを実感しています。

子どもたちは次々と新しい扉を開けて、未知の世界と出会い、育って行きます。その成長を見ることは大きな喜びであり、また、大人への刺激でもあります。変化が激しく早い現代において、学び続けることは生涯の課題となっています。年齢性別に関わりなく、白井市民の皆様が学ぶことで成長・変化していくことの喜びを実感できるような環境を築いていくべく、それぞれの力を出し合いたいと思います。

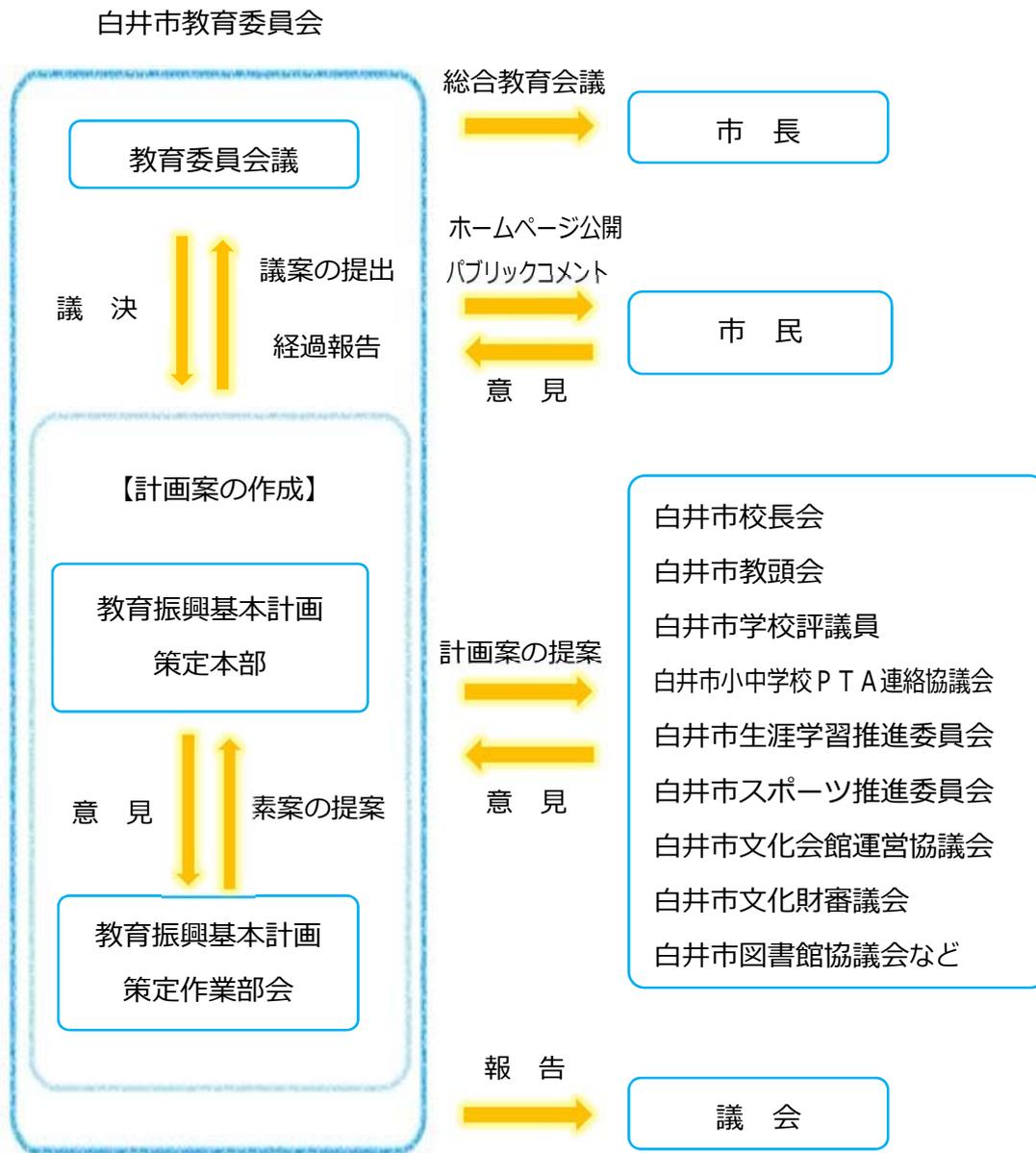
白井市教育委員 高倉 聡子

「白井の教育」への思いとして、子どもたちを育てるということは、そこに携わる組織、団体また個人が、子どもたちと接して大人へと導いていく、そして将来その子どもたちが、白井市の財産になると思います。コロナ禍でICTが進み非常に便利になり、それと並行して子どもたち同士の触れあう場も提供出来たらと思います。長い歴史や文化が多いこの白井市で育った子どもたちが、白井市に生まれ育ってよかったと思える市であってほしいと思います。その土台となるものが、本計画の基本理念だと思います。家庭教育、学校、地域、教育委員会、市、関係機関を中心として市長の掲げるオール白井の教育につながると思います。この計画が実のある計画となるよう努めてまいります。

白井市教育委員 齊藤 豊

2 計画策定の経緯

「白井市教育振興基本計画」は、白井市教育委員会を中心として、次のような経緯をもって策定作業を進めてきました。



※令和3年1月6日～1月20日の間、パブリックコメントを実施したところ、意見の提出はありませんでした。

資料

1 「白井市教育振興基本計画」策定本部設置要綱

(設置)

第1条 「白井市教育振興基本計画」(以下「計画」という。)を策定するため、「白井市教育振興基本計画」策定本部(以下「策定本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定本部は、次に掲げる事項について処理するものとする。

- (1) 計画の策定に関する資料を収集すること。
- (2) 計画の素案等を作成すること。
- (3) その他計画を策定する上で必要となる事項を調査検討すること。

(策定本部の組織)

第3条 策定本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は教育部長を、副本部長は教育総務課長を、本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 本部長は、策定本部を統括し、策定本部を代表する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(策定本部の会議)

第4条 策定本部の会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(作業部会)

第5条 策定本部に作業部会を設置する。

- 2 作業部会は、部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長は、教育総務課長の職にある者とし、部会員は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 作業部会は、計画の策定に関する資料収集、素案作成等を行うほか、特に部会長が必要と認めた事項について調査検討する。
- 5 作業部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。
- 6 部会長に事故あるとき又は欠けたときは、部会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(庶務)

第6条 策定本部の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

4 計画等のリンク



白井市第5次総合計画
基本構想
2016-2025
後期基本計画
2021-2025

白井市第2次教育大綱

令和2年12月
白井市

白井市教育振興基本計画
eなしプラン

令和3年3月
白井市教育委員会

令和2年度
白井の教育
(令和2年9月改訂)



通ってよかった 選りわけてよかった 勤めてよかった 白井の学校
白井市教育委員会



白井市 学校施設の長寿命化計画

SHIROI CITY

令和2年8月
白井市教育委員会

白井市教育振興基本計画

令和3年度－令和7年度

令和3年3月

発行：白井市教育委員会

〒270-1492 千葉県白井市復 1123

TEL 047-492-1111

FAX 047-491-3510

e-mail:kyouiku-soumu@city.shiroi.chiba.jp

ホームページ：http://www.city.shiroi.chiba.jp/